

令和3年

第2回市議会定例会 議案第7号

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号）の一部を次の
ように改正する。

目次中

「第18章 障害福祉サービスを利用することが困難な地域における
基準該当障害福祉サービスに関する基準（第206 条～第210条） 」
「第18章 障害福祉サービスを利用することが困難な地域における
基準該当障害福祉サービスに関する基準（第206 条～第210条） に
第19章 雑則（第211条） 」

改める。

第210条第1項中「第83条」の後ろに「，第88条から第90条
まで」を加え，「「特例介護給付費」」を「「特例介護給付費または特
例訓練等給付費」」に改める。

本則に次の1章を加える。

第19章 雑則

（電磁的記録等）

第211条 指定障害福祉サービス事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20ならびに前条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22ならびに前条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第198条の3第1項（第201条の11および第201条の22において準用する場合を含む。）および次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者およびその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方

法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

附 則

この条例は，令和3年7月1日から施行する。ただし，第210条第1項の改正規定は，公布の日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定障害福祉サービス事業者およびその従業者が書面に代えて電磁的記録により記録の作成を行う場合等に関する規定の整備等をするため